

写

財日医機評第391号
平成16年9月30日

各都道府県知事 殿
各保健所設置市区長 殿

財団法人日本医療機能評価機構
理事長 坪井 栄孝

医療事故情報収集等事業に係る報告様式及び記載要領等について

今般、「医療事故情報収集等事業の開始について」(平成16年9月21日付財日医機評第362号。)をもってご連絡申し上げた、「報告様式及び記載要領」等について以下のとおりといたしましたので、お手数ですが貴管下医療機関等に対して周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 報告様式及び記載要領

別紙1のとおりです。また、報告様式画面イメージを添付しておりますので、合わせてご確認ください。なお、同内容を本財団のホームページ(<http://www.jcqhc.or.jp>)でも掲載しておりますので、ご参照ください。

2. 報告方法等について

報告方式はWEB画面の直接入力によることといたします。詳細は別紙2のとおりです。なお、当報告システムは現在最終検証中のため、本年10月13日(水)までに本財団のホームページ(<http://www.jcqhc.or.jp>)で周知いたしますので、宜しくお願い申し上げます。

3. その他

平成16年9月21日付けで公布された医療法施行規則の一部を改正する省令(平成16年厚生労働省令第133号。)において定める報告義務対象医療機関に対しては同様に報告様式及び記載要領等を送付いたしております。

以上